

## 決議案第1号

### 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

去る日本時間の今月4日午前7時22分頃、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、最高高度約1000キロメートル程度で、約4600キロメートル程度飛翔し、青森県上空を通過した後、日本の東約3200キロメートルの我が国の排他的経済水域外に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、今回発射された弾道ミサイルが我が国の上空を通過し、太平洋上に落下したことは、付近を航行する航空機や操業する漁船などの船舶の安全確保の観点から、極めて許し難い行為であり、また、「弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発」を禁じた国連安全保障理事会決議第2371号を初めとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、度重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、このたびのミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する暴挙であり、厳重に抗議するとともに、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と道民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北 海 道 議 会